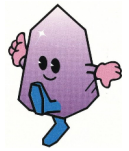


平成30年4月から、町内に住む満3歳以上児の 幼児教育・保育に係る利用者負担が軽減される予定です。



石川町では、町内に住む満3歳以上児の利用者負担(以下「保育料」という。)を原則無料化し、保護者の経済的な負担を軽減することで、子育てしやすいまちづくりを推進し、また、誰もが就学前の幼児教育・保育を受けられるよう、石川町全体で子どもの成長を支える環境を整備します。

平成30年4月から、町内に住む満3歳以上児(H30年度は平成27年4月1日以前に生まれた児童)は、幼児教育・保育に係る保育料が軽減される予定です。

ただし、延長保育料、教材費等は引続き有料となります。

また、年度の初日以降に満3歳を迎えた児童については、当該年度中は対象となりません。

- (例) ・H24.4.2 生まれ～H27.4.1 生まれ・・・対象
・H27.4.2 以降生まれ・・・・・・・・・・対象外

●1号認定(幼稚園・認定こども園)・・・・・・・・・・0円

●2号認定(保育所・認定子ども園等)・・・・・・4,500円(給食費相当分を越える保育料を軽減)

●沢田児童館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0円

☆対象となる要件☆

- ①児童及び児童保護者の住所が石川町内にあり、現に日常生活の実態があること。
- ②児童が当該年度初日の前日までに満3歳を迎えること。
- ③児童保護者が、保育料、児童クラブ利用料、町税等に滞納が無いこと。
- ④児童が『所在地の市町村から「特定教育・保育施設」として確認を受けた施設または公立の保育所(園)・幼稚園』を利用していること。

※上記の対象となる要件を満たしていない場合は、軽減の対象となりませんので、通常の保育料を負担していただくこととなります。

お問い合わせ先 保健福祉課児童福祉係 電話 26-0811